

令和3年11月9日

保護者様

市川市立第三中学校  
校長 牧 雅英

### 児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

この4月から、県教育委員会のホームページ上に教職員の児童生徒に対するわいせつセクハラ相談窓口を設置しました。下記のいずれかの方法から「ちば電子申請サービス【千葉県】」の画面に入り、相談することができます。なお、児童生徒が入力することが難しい場合などは、保護者の方が代わって入力することも可能です。

これまでどおり学校に御相談されることと併せて、この相談窓口でも御相談を受け付けていますので、御活用ください。

なお、千葉県教育委員会は下記の方針の下、教職員の児童生徒に対するわいせつセクハラ行為の根絶に努めています。

### 記

相談窓口への入り方(以下のいずれかの方法で入れます)

- 1 県教育委員会ホームページ「教育委員会のセクハラ相談窓口」ページ内、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口（ちば電子申請サービス）へ」をクリックする。

- 2 右QRコードを読み取る。



- 3 下記URLを入力する。

「 [https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2303](https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2303) 」

### 千葉県教育委員会の方針

教職員との電子メール及びSNS等を使用した私的なやりとりや教職員の自家用車への同乗は、わいせつ事案等の不祥事のきっかけとなりうることから、禁止であること。なお、やむを得ず行うときには、教職員は、管理職の許可を得ていることが必要である。

※なお、これらに関する相談は、上記相談窓口へ連絡していただくこともできます。